

印西市情報公開条例の解釈運用基準（現行）

目 次

第1章	総則	
第1条	目的	1
第2条	定義	3
第1号	実施機関の定義	3
第2号	公文書の定義	4
第3条	実施機関の責務	11
第4条	公文書の開示を請求するものの責務	12
第2章	公文書の開示	13
第5条	公文書の開示を請求できるもの	13
第6条	公文書の開示請求手続	16
第7条	公文書の開示義務	18
第1号	法令秘情報	20
第2号	個人に関する情報	22
第3号	法人等に関する情報	27
第4号	公共の安全等に関する情報	30
第5号	審議、検討等に関する情報	32
第6号	事務事業に関する情報	34
第8条	部分開示	37
第9条	公益上の理由による裁量的開示	39
第10条	公文書の存否に関する情報	40
第11条	開示請求に対する措置	42
第12条	開示決定等の期限	46
第1項	開示決定等の期限	46
第2項	開示決定等の期間の延長	47
第3項	開示決定等の期間の特例延長	48
第13条	第三者に対する意見書提出の機会の付与等	51
第14条	開示の実施	54
第15条	手数料等	56
第3章	救済措置	57
第16条	不服申立てがあった場合の手続	57
第17条	諮問した旨の通知	59
第18条	第三者からの不服申立てを棄却する場合等 における手続	60
第4章	雑則	62
第19条	開示請求することができる公文書	62

第20条	適用除外	6 3
第21条	公文書の任意的な開示	6 5
第22条	公文書の検索目録等の作成等	6 6
第23条	運用状況の公表	6 7
第24条	公文書の管理	6 8
第25条	情報公開の総合的な推進	6 9
第26条	出資法人等の情報公開	7 0
第27条	委任	7 2
附則		7 3

第13条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第13条 開示請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示するとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に14日以上を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合における当該第三者に対する意見書提出の機会の付与及び第三者による争訟の機会の確保について定めたものである。

【解釈及び運用】

1 「市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人」は、本条の「第三者」から除かれているので、本条は適用されないが、事前の意見聴取の必要性自体を否定しているわけではなく、請求を受けた実施機関が、他の実施機関、国、独立行政法人等、市以外の地方公共団体、地方独立行政法人の事務に関連する情報を開示するか否かを判断するに際しては、必要に応じ、これらのものに事前の意見表明の機会を与える運用を行うとともに当該機関・団体

の意見を十分に斟酌すべきである。

「第三者」は、情報提供者に限られない。情報提供者が提出した文書に情報提供者以外のものに関する情報が含まれているときは、情報提供者以外のものも「第三者」として、本条の適用を受ける。また、第三者から提出された文書に限定されず、実施機関が自ら作成した文書に含まれる個人、法人等も「第三者」として本条の適用を受けることになる。

2 任意的意見の聴取

第1項に規定する意見書提出機会の付与は、開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者に意見書の提出を求め、その結果を当該公文書の開示・不開示の決定の際の参考とすることにより、適正かつ慎重に判断することを目的とするものである。

本項は、第三者に意見書提出の機会を与えることを実施機関に対して義務付けるものではなく、任意であるので、口頭で通知しても差し支えない。

なお、第三者からの反対意見書は、参考意見としての性格を持つにとどまり、第三者に開示決定等についての同意権を与えたものではないので、実施機関の決定が第三者の意見に拘束されるものではない。

2 義務的意見の聴取

第2項は、第三者に関する情報を公益上の理由により開示する場合においては、第三者に不利益を与える場合であっても、開示することの公益と比較衡量して開示するか否か判断することとなるので、第三者に対する適正な行政手続を保障する観点から、当該第三者に意見書提出の機会を付与することを実施機関に義務付けることを定めたものである。そのため、第1項とは異なり、通知は書面により行うものとし、後日の紛争防止の観点から、配達証明等の方法によることとする。

なお、第三者からの反対意見書は、参考意見としての性格を持つにとどまり、第三者に開示決定等についての同意権を与えたものではないので、実施機関の決定が第三者の意見に拘束されるものではない。

3 「当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない」（第2項）とは、同項が意見書提出の機会を義務付けており、実施機関が合理的な努力（公になっている記録について調査するなど）を行ったにもかかわらず、当該第三者の所在が判明しない場合に、手続が進まなくなることを避けるためのものである。なお、当該第三者の所在が判明しない場合に公示送達を義務付けなかったのは、公示

送達を行うこと自体が、当該個人が識別されるおそれがあることを考慮したためである。

- 4 第3項は、第1項又は第2項の規定により意見書提出の機会を与えられた第三者が反対意見書を提出した場合において、実施機関が開示決定をする場合、当該第三者のために争訟の機会を確保する趣旨である。第3項を適用する場合を「前各項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合」に限定したのは、第三者が開示に反対の意思表示をしないときは、当該第三者に対して事前の争訟の機会を確保する必要はないためである。
- 5 「開示決定の日と開示を実施する日との間に14日以上を置かなければならない」とは、開示請求者の開示を受ける権利と反対意見書を提出した第三者が公文書の開示決定の取り消しを求める不服申立て又は争訟を提起し、開示の執行停止の申立てを行う機会を確保することとを調整して、開示決定の日と開示を実施する日との間に14日以上置くこととしたものである。なお、実施機関の開示決定に不服がある場合の不服申立て期間は、行政不服審査法の規定により、決定のあったことを知った日から60日以内とされているが、開示の実施までの期間を「14日」としたのは、開示請求者の迅速に開示を受けるという期待を考慮したことによるものである。
- 6 実施機関は、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を第三者に通知する場合は、意見聴取結果通知書（規則別記第8号様式）により行うものとする。

第3章 救済措置

第16条 (不服申立てがあった場合の手続)

(不服申立てがあった場合の手続き)

第16条 開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、印西市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問をして、当該不服申立てについて決定を行うものとする。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 不服申立てに対する決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第18条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の実施機関は、審査会に対し、速やかに諮問するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、開示決定等に対する不服申立てがあったときは、原則として実施機関は、審査会に諮問し、その答申を経た後に当該不服申立てについての決定を行うことを定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第1項は、開示決定等に対して行政不服審査法に基づく不服申立てがあった場合において、当該不服申立てに対する決定に当たり、判断の公正を確保するため、処分庁（各実施機関）は、本項第1号又は第2号に該当する場合を除き審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てについての決定を行うことを定めたものである。

また、行政不服審査法に基づく不服申立てには、審査請求及び異議申立ての2種類があるが、現在のところこの条例に基づく事務に関しては、各実施機関には上級行政庁がないので、不服申立ては、実施機関に対する異議申立てにより行われることとなる。

2 「不服申立てがあったとき」とは、部分開示又は不開示の決定があった場合に開示請求者が不服申立てを行ったとき、及び公文書が開示されることによりその権利利益が害されることとなる第三者が不服申立てを行ったときをいう。

3 「不服申立てが不適法であり、却下するとき」とは、不服申立てが不服申立て期間（決定があったことを知った日から60日以内）経過後になされたときや、不服申立てをすることができないものか

- らなされたときなどのように要件不備により却下するときをいう。
- 4 「実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問をして」とは、審査会は、市長の附属機関として設置するものであるが、市長以外の実施機関においても諮問するものとし、直接審査会に諮問することができる旨を定めたものである。
 - 5 第1項第2号は、不服申立てがあり、開示決定等の再検討を行った結果、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しない旨の決定を取り消し、又は変更し、公文書の全部を開示する場合は、第12条第3項に規定する第三者からの反対意見書が提出されているときを除き審査会への諮問が不要であることを定めたものである。
 - 6 「決定」とは、開示、不開示の決定に係る異議申立てに対し、実施機関が処分庁として行う判断行為をいう。
 - 7 第2項は、不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、審査会に対し速やかに諮問するよう努めることを定めたものである。

第17条 諮問をした旨の通知

(諮問をした旨の通知)

第17条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

【趣旨】

本条は、諮問をした実施機関に対し、審査会に諮問をした旨を不服申立人等の関係者に通知しなければならないことを定めたものである。

本条の通知を実施機関に義務付けたのは、反対意見書を提出した第三者がいるかどうかについて、審査会は知らないこと、不服申立人等にとって、意見書提出等の準備の都合上、できる限り早い段階で通知されることが望ましく、又、審査会にとっても、そのほうが速やかに調査審議を進められることによるものである。

【解釈及び運用】

- 1 通知すべきものの相手方の範囲は、不服審査手続に関与している不服申立人及び参加人のほか、参加人となり得ることが明らかな利害関係者（開示請求者及び反対意見書を提出している第三者）である。
- 2 「参加人」とは、実施機関の決定に利害関係を有するものであって、不服申立てに係る審査手続に参加するものをいう。

第18条 第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第18条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する不服申立てに対する決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

【趣旨】

本条は、第三者に関する情報が記録されている公文書の開示決定等に対する不服申立てについて、開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、若しくは棄却する決定を行う場合又は開示請求に係る公文書の全部若しくは一部を開示しない旨の決定を変更し、当初の決定より開示する部分を拡大する決定を行う場合に、当該決定に係る公文書に自己の情報が記録されている第三者に訴訟提起の機会を確保するためのものである。

【解釈及び運用】

- 1 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する場合、第三者に関する情報が記録された公文書は開示されることになるが、その結果、当該第三者に回復不可能な権利利益の侵害が生ずるおそれがある。このため当該公文書を開示するに当たっては、当該第三者に訴訟を提起する機会を与えることが、裁判を受ける権利の保障の観点から必要である。そこでこのような場合には、不服申立てに対する決定の日と開示を実施する日との間に14日以上の間を置き、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保することとした。
- 2 開示請求に係る公文書の不開示決定（部分開示決定を含む。）に対する不服申立てが行われた結果、決定で当該不開示決定（部分開示決定を含む。）が変更され、全部を開示し、又は当初の決定より開示する部分を拡大する決定を行うこととする場合についても、開示決定を行う場合と同様に第三者の権利利益保護を図る必要があることから、不開示決定（部分開示決定を含む。）を変更する決定の日と開示を実施する日との間に14日以上の間を置き、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保することとした。
- 3 本条各号に該当する場合は、当該第三者に対し、開示決定した旨及びその理由を並びに開示をする日を書面で通知するものとする。
- 4 不服申立てに対する決定により開示請求に係る公文書の全部又は

一部を開示しない旨の決定が取り消された結果、当該決定に沿い、実施機関が改めて行う開示決定は、第10条第1項に基づくものであることから第12条第3項が適用され、開示決定の日と開示を実施する日との間に14日以上の間を置くとともに、当該第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面（「開示決定に係る通知書」規則別記第12号様式）により通知しなければならない。

- 5 公文書の開示決定の取り消しを求める不服申立てが提起された場合、当該不服申立ての提起自体には、行政不服審査法第34条第1項の規定により、当該開示決定に係る公文書の開示に対する執行停止の効力はないが、同法第48条において準用する同法第34条第2項の規定により、処分の取り消しを求める不服申立てに併せて執行停止の申立てがあり、これを実施機関が認めたとき、又は実施機関が職権により執行停止をしたときは、当該不服申立てに対する決定の日までは開示をしないこととする。
- 6 第2号を適用する場合を「第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合」に限定したのは、第三者が開示に反対の意思表示をしないときは、当該第三者に対して事前の訴訟提起の機会を確保する必要はないためである。

第 2 1 条 公文書の任意的な開示

(公文書の任意的な開示)

第 2 1 条 実施機関は、第 5 条の規定による公文書の開示を請求できるもの以外のものから第 1 9 条に規定する公文書の開示を求める申出があった場合は、これに応ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、第 1 9 条に規定する公文書以外の公文書の開示を求める申出があった場合は、可能な限り開示に努めるものとする。

3 第 1 4 条及び第 1 5 条の規定は、前 2 項の規定による開示について準用する。

【趣旨】

本条は、第 5 条の規定により公文書の開示を請求することができるもの以外のものからの公文書の開示の申出があった場合及び第 1 9 条に規定する公文書以外の公文書の開示の申出があった場合に、条例の目的が「開かれた市政」であること、情報公開の総合的な推進（第 2 5 条）の観点から、情報提供施策の一環として、実施機関が可能な限りこれに応ずるよう努めるものとする任意的な開示について定めたものである。

【解釈及び運用】

1 「第 5 条の規定による公文書の開示を請求できるもの以外のもの」とは、第 5 条第 1 号から第 5 号までに該当しないものをいう。

3 「第 2 9 条に規定する公文書以外の公文書」とは、平成 1 0 年 3 月 3 1 日以前に作成し、又は取得した公文書いう。

4 第 1 項の「これに応ずるよう努めるものとする」とは、公文書の開示を申し出たものに対しても、開示請求権者に準じて、第 7 条各号に該当する情報が記録されている場合を除いて、その開示に応ずるよう努める旨の努力義務を定めたものである。

5 第 2 項の「可能な限り開示に努めるものとする」とは、公文書の検索が著しく困難である場合、第 7 条各号に該当する情報が記録されている場合などを除いて、その開示に応ずるよう努める旨の努力義務を定めたものである。

6 第 3 項は、本条第 1 項及び第 2 項の規定による公文書の開示の申出に対し、開示の実施方法、手続等については第 1 3 条（開示の実施）、手数料等については第 1 4 条（手数料等）の規定を準用し、開示請求に対する開示と同様に取り扱うことを定めたものである。

7 本条の規定による公文書の開示の申出は、条例上の請求権の行使として行われるものではなく、申出に対する回答は、行政処分の性格を持たないので、仮に不開示になったとしても不服申立てや行政訴訟の対象にはならない。

第 23 条 運用状況の公表

(運用状況の公表)

第 23 条 市長は、毎年 1 回、各実施機関における情報公開制度の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

【趣旨】

本条は、この条例の運用状況の公表についての市長の責務を定めたものであり、情報公開制度の実施状況を把握して、今後の適正な運用を図るとともに市民にこれを周知して、市民の適正な利用及び情報公開制度の発展を推進する趣旨である。

【解釈及び運用】

市長は、毎年 1 回、各実施機関における公文書の開示請求及びその処理状況、不服申立ての件数及びその処理状況、任意的開示の申出の件数及びその処理状況、不開示の理由別内訳、審査会の開催状況などを取りまとめ、市民に分かりやすく整理解説したものを、「広報いんざい」に掲載すること等により公表するものとする。

附 則

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。
(印旛村及び本埜村の編入に伴う経過措置)
- 2 印旛村及び本埜村の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに、印旛村情報公開条例(平成15年印旛村条例第1号。以下「編入前の印旛村条例」という。)又は本埜村情報公開条例(平成14年本埜村条例第8号。以下「編入前の本埜村条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為(編入日前に印旛村情報公開審査会又は本埜村情報公開審査会(以下「編入前の審査会」という。)になされた諮問(編入前の印旛村条例第15条又は編入前の本埜村条例第18条の規定による諮問をいう。)で、編入日の前日までに当該諮問に対する答申がなされていないもの及び当該答申がなされていないものについて編入前の審査会がした調査審議の手続を除く。)は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 編入日の前日までになされた編入前の印旛村条例第10条の規定又は編入前の本埜村条例第6条の規定による情報の公開の請求(以下「公開請求」という。)で、編入日の前日までに当該公開請求に対する編入前の印旛村条例第11条第1項又は編入前の本埜村条例第11条第1項に規定する決定がなされていないものに係る開示決定等については、この条例の規定にかかわらず、編入前の印旛村条例又は編入前の本埜村条例の例による。
- 4 編入日の前日までに印旛村及び本埜村の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって当該職員が組織的に用いるものとして印旛村又は本埜村が保有していたもの(この条例第2条第2号ア又はイに掲げるものを除く。)のうち、編入日に実施機関が保有することとなったものに係るこの条例の規定は、附則第2項の規定にかかわらず、次に掲げるものには適用しない。
 - (1) 平成15年9月1日前に印旛村の職員が作成し、又は收受した編入前の印旛村条例第2条第2号に規定する情報
 - (2) 平成14年4月1日前に本埜村の職員が作成し、又は收受した編入前の本埜村条例第2条第2号に規定する情報

附 則(平成16年3月26日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の際現に改正前の印西市情報公開条例の規定によりされ

ている公文書等の開示の請求又は申出は、改正後の印西市情報公開条例の規定によりされたものとみなす。

附 則（平成19年9月18日条例第21号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月17日条例第23号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

【趣旨】

本附則は、この条例の施行期日及び経過措置を定めたものである。